

「いつかは聞きたい！」が身近に気軽に聞ける勉強会

第264回 地域ネットワーク勉強会のお知らせ

～地元弁護士が分かりやすく解説～

「成年後見制度 必要になるのはどんなとき？」

講師：安重洋介氏 神栖法律事務所 弁護士

開催日：令和2年1月27日(月)

時間：午後1時30分～午後3時30分

場所：神栖市保健・福社会館 新館2階 研修室

申込方法：どなたでもご参加できます。

裏面申込書に必要事項を記入の上、

FAXにてお申し込み下さい。



「認知症の父が入院して、父の預金を窓口で払い戻すときに金融機関から成年後見制度について相談して下さいと言われている」「夫の死亡後、知的障害を持つ子との相続手続きに必要な遺産分割協議書を作れない」様々な状況で、成年後見制度利用の検討が必要な場面がくるかもしれません。

成年後見制度は、判断能力の不十分な方（認知症や知的・精神障害のある方）に代わる代理人（裁判所で選ばれた成年後見人等）が、本人の預貯金から生活に必要な支払い支援などをする財産管理や、福祉サービスの利用や施設入所、入院のための契約を代行するなど、本人の身上に配慮してその事務を遂行する身上監護を行います。また本人が誤った判断でした行為を取り消すことができる本人を保護するための制度です。

勉強会では、市内法律事務所の安重弁護士から、成年後見制度の基本的な解説や、制度を利用するタイミング、メリット、デメリットについて、自身が受けた相談や、担当する後見活動での豊富な事例を交えて法律家の視点でわかりやすくお話いただきます。制度が必要となる対象者は自身で周囲に困っていることを伝えられません。ご家族や支援者など、周りの方が成年後見制度について、またその活用方法について知ることで、本人を守ることに繋がります。講演後には質問の時間を設けます。ぜひ、ご参加下さい。

会場には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。

申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉総合相談センター 担当 名雪・荒井 電話 0299-93-0294